

令和5年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

岡崎市教育委員会

岡崎市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障がいのある児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費等を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費等を援助する「就学援助」制度があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費を同時に受けることはできません。就学援助のほうが手厚いため、就学援助の対象となる方は、就学援助を選択されることをお勧めします（詳細は各学校の就学援助担当者にご相談ください）。

◆ 対象者

次のいずれかに該当する方

- 1 特別支援学級の児童生徒
- 2 通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するもの

※ 通常学級に通う児童生徒で特別支援教育就学奨励費を受けるには、各学校の「校内教育支援委員会」にて、認定される必要があります。

◆ 補助対象費の経費（注1）

区分	補助額	補助上限額	備考
①学校給食費	実費額 × 1 / 2	—	—
②交通費（通学費）（注2）		—	認定の区分により実費額の補助となる場合があります。
③修学旅行費		10,790 円	—
④校外活動費 （宿泊を伴うもの）		1,845 円	—
⑤校外活動費 （宿泊を伴わないもの）		800 円	—
⑥学用品・通学用品購入費	5,820 円	—	—
⑦新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費 （新1年生のみ）	25,555 円	—	—

（注1）認定の区分により②交通費（通学費）以外の補助を受けられない場合があります。

（注2）②は保護者による送迎等、支給の対象となる登下校の回数に応じて支給するため、支給対象となる登下校の回数を控えておいていただく必要があります。

◆ 手続き

学校を通じて6月頃に申請のご案内をします。詳しくは、学校または教育委員会学校指導課にお尋ねください。